

2024年度中国観光誘客拠点機能業務委託事業 企画提案仕様書

1 事業名

2024年度中国観光誘客拠点機能業務委託事業

2 委託期間

契約締結の日から 2025年3月31日（月）まで

3 事業の目的

栃木県国際観光推進協議会（以下「委託者」という。）では、本県への外国人訪問者数や宿泊者数が上位である中国を重点市場と位置付け、これまで様々な観光誘客施策に取り組み、本県の認知度向上に努めてきた。

2023年12月の中国人訪日客数は2019年時の約4割まで回復を見せているが、他国と比べ回復率は低水準にとどまっている状況である。2024年度は、誘客プロモーションをさらに強化し、中国人観光客数の早期V字回復を目指す必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症が流行した約3年間を経て、中国人観光客の希望する旅行形態や求めるコンテンツにも変化が生じていると考えられる。そのようなニーズの変化に対応し、一層の本県認知度向上及び中国人観光客増加を図るためにには、現地に居を構え、現地の旅行事情に精通した組織による、時宜に応じた情報発信及び情報収集が不可欠である。

そこで、適時適切かつ効果的な情報発信及び情報収集に係る業務を強化し、中国からの観光誘客促進を図ることを目的に、中国における観光誘客の拠点機能業務を委託する。

4 委託業務の内容

（1）拠点運用期間

2024年4月1日（月）から2025年3月31日（月）まで

（2）拠点設置都市（場所）

企画提案者の提案を踏まえ、委託者と協議の上決定するものとする。

（3）業務内容

①現地一般消費者向けプロモーション

ア 中国で効果の高いデジタルツール（SNS、Webメディア等）を活用し、本県観光の魅力を、現地の旅行トレンドやニーズも加味しながら、年間を通して継続的に情報発信すること。

イ 企画提案者が独自に参加又は開催する現地イベント等において、可能な限り、委託者から提供する本県観光情報パンフレット、ノベルティ等を配布するよう努めること。

②現地メディア向けプロモーション

ア 現地有力メディアに対して、栃木県観光に関するニュースリリースを作成の上、メールマガジン等の方式により年間を通して継続的に情報発信を行うこと。

③現地旅行会社向けプロモーション

ア 年間を通して現地旅行会社と接触し、本県観光情報の提供や、中国の旅行業界等に係る情報収集等を行い、本県を対象とした旅行商品の造成促進を図ること。

・現地旅行会社からの問合せに適宜対応すること。情報や資料が不足する場合は、速やかに委託者に問い合わせること。

- ・現地旅行会社との接触にあたっては、旅行商品の企画・造成、営業・販売等の権限を有する者を相手方とすること。
- ・相手方の事情を鑑み、より有効と判断できる場合は、電話やオンラインでのプロモーションも可とする。

イ 年に1回以上、現地旅行会社向けの観光情報説明会を開催すること。

- ・本県の観光の魅力が伝わるよう開催方法や内容等を工夫して実施すること。
- ・実施方法は会場を設置しての対面方式を原則とするが、市場の状況も鑑み、より有効と判断できる場合は、オンライン方式又はハイブリッド方式での開催も可とする。
- ・開催後も参加者に対するフォローアップを実施すること。
- ・観光情報説明会に代わる、より有効と判断できる現地旅行会社向けのプロモーション方法がある場合は理由を付して提案すること。

④月例市場報告

本業務契約期間中の各月に実施した業務内容及び本県観光の知名度向上や旅行商品造成に有用と思われる情報（具体例としては以下のとおり）をとりまとめ、当該月の翌月10日（当該日が土日、祝日の場合はその翌営業日。3月については31日）までに、委託者に報告書を提出すること。（メールでの提出で可）

○観光関連企業（旅行会社、メディア等）、団体等関係者接触結果

- ・企業、団体等接触実績
- ・企業、団体等接触時の対応内容
- ・企業、団体等からのアドバイス

○本県に係る現地情報

- ・現地メディア（新聞、雑誌、テレビ、Webメディア等）への本県情報露出状況
- ・本県旅行商品取扱い旅行会社及び販売実績情報 等

○中国旅行業界の動向

- ・旅行会社、航空会社等の動向
- ・中国人の最新の旅行トレンド、ニーズ 等

○その他（適宜追加）

- ・日本や他国の自治体等のプロモーションの状況など、本県の海外誘客事業に有用となる事項

⑤現地プロモーション補助

本県渡航者が現地プロモーションを実施する際には、訪問する現地旅行会社、メディア等とアポイント等の調整を行うとともに、当該プロモーションへの同行及び通訳を行うこと。

- ・本県渡航者による現地プロモーションは、契約期間中に1回を予定。
- ・現地プロモーションに伴う中国国内での移動費等の手配は委託料に含むこと。

⑥栃木県の観光情報等に関する窓口業務

栃木県の観光情報等に関する問合せ（教育旅行やMICEに関するものを含む）等に対応すること。

⑦最終報告書（実績報告書）の作成

年間を通じた業務の活動や成果について取りまとるとともに、市場分析を行い、次年度以降に実施すべき事項等をまとめた最終報告書を提出すること。

5 企画提案書の提出

以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

(1) 企画提案者の概要、企画提案者の持つ強み 等

(2) 企画提案内容

- ・中国人を日本や栃木県に観光誘客するにあたり認識している課題
 - ・中国に拠点（観光レップ）を設置する意義、必要性
 - ・拠点を設置すべき都市（場所）と理由
 - ・業務全体のイメージ
 - ・上記4の「(3) 業務内容」に記載の各業務に関する具体的な実施内容案（各業務のポイント、実施方法・フロー等を分かりやすく明記）
 - ※①アについては、情報発信媒体、年間又は月間の想定実施回数、目標値等についても明記
 - ※②アについては、ニュースリリースイメージ、配信先、年間又は月間の想定実施回数等についても明記
 - ※③アについては、旅行商品の造成や本県誘客につなげるための具体的な接触手法や成果数値等の見込み等についても明記
 - ※④イについては、実施時期、回数と目標参加者数についても明記
 - ※④イについては、具体的な報告内容のイメージも明記
 - ・上記4の「(3) 業務内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その具体的な内容
- (3) 業務実施スケジュール
(4) 業務実施体制
(5) 地方公共団体等における同様の受注業務実績
(6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）

6 その他

- ・実施内容については、契約候補者選定後、企画提案書の内容を踏まえ委託者と協議の上決定し、決定した内容については受託者が責任を持って実施するものとする。
- ・本事業においてプロモーションツール（SNSやWeb等に掲載する原稿含む）を制作する場合は、受託者は、国や地方公共団体、観光協会、掲載する当該施設のウェブサイト等の信頼性の高い情報を元に作成することとする。なお、受託者は作成した原稿等に関して、関係する施設や団体等に対し、必要な確認を行うものとする。
- ・本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めること。
- ・委託者は、委託期間中いつでも、その作業状況の報告を求めることができるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は業務遂行に際して疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- ・提出物に重大な瑕疵があった場合は、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ・事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。